

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)



# 福島県報

## 目次

- 土地改良事業計画を変更すること  
を適当と決定した件 五六
- 地籍調査に関する事業計画を定め  
た件の一部を改正する件 五六
- 廃川敷地等が生じた件 五六
- 随意契約の相手方を決定した件 五六

## 告示

### 福島県告示第六百八十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の三第五項で準用する同法第四十八条第九項で準用する同法第八条第一項の規定により、郡山市が大平地区基盤整備促進事業(農道)に係る土地改良事業計画を変更することについて適当とする旨決定した。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年十一月十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 縦覧に供する書類  
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間  
平成二十二年十一月十五日から  
同 年十二月六日まで (二十二日間)
- 三 縦覧の場所  
郡山市役所

(農村計画課)

### 福島県告示第六百八十五号

地籍調査に関する事業計画を定めた件(平成二十二年福島県告示第三百八十二号)の一部を次のように改正する。

平成二十二年十一月十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

表伊達郡国見町の項中「徳江第三」を「徳江第三 伊達西部第一 伊達西部第二」に改める。  
(農村計画課)

### 福島県告示第六百八十六号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和四十年政令第十四号)第四十九条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、福島県土木部河川港湾総室河川計画課及び福島県いわき建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年十一月十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 河川の名称 二級河川夏井川水系夏井川
- 二 廃川敷地等が生じた年月日 平成二十二年十一月十二日
- 三 廃川敷地等の位置  
いわき市平鎌田字小山下三番一の一部及び三番二の一部
- 四 廃川敷地等の種類及び数量  
土地 六〇・一八平方メートル

(河川計画課)

## 福島県警察本部

### 福島県警察本部公告第65号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県警察で使用するデジタル住宅地図の賃貸借について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び「福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。

平成22年11月12日

福島県警察本部長 松 本 光 弘

- 1 随意契約に係る借入物品の名称及び数量  
福島県警察で使用するデジタル住宅地図 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県警察本部警務部会計課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成22年10月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所

- 株式会社ゼンリン 福岡県北九州市小倉北区室町一丁目1番1号
- 5 随意契約に係る契約金額 54,032,265円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約とすることとした理由 特例政令第10条第1項第2号該当

(会 計 課)